

客室乗務員を航空従事者に位置付け、全ての脱出扉に乗務員の配置を義務化する請願

国土交通大臣 殿

請願理由

2024年1月2日のJAL516便と海保機の衝突事故から、客室乗務員の保安任務が世間にも広く認知されました。

客室乗務員は保安要員であり、初期訓練及び定期救難訓練・資格審査等は国により義務付けられています。しかし資格付与は民間航空各社任せになっており、国の規定では接客・給仕職業従事者に職業分類されています。海外では米国、欧州、中東、アジア諸国などほとんどの国で、国が乗務資格を付与・承認しており、国家ライセンスは当たり前になっています。

今回の衝突事故から、脱出扉に客室乗務員が配置されていることの重要性が明らかになりました。しかし一部大型機材においてドア数に満たない編成数で運航しているフライトがあります。現行の規定では50席に1名の客室乗務員を搭乗させることが定められていますが、1人で2つの脱出扉の操作では即座の機内外の状況確認や脱出誘導を行うことは不可能です。過去には乗客が乗務員の指示がない中扉を開け、機外の炎や煙が客室に入り込み機内の乗客が死亡する事故も発生しました。乗客による危険なドア操作を防ぐためにも脱出扉の乗務員の配置は必要です。

航空の安全を願い航空法第百三条の目的を達成するため、以下を請願いたします。

*航空法第百三条：航空運送事業者は、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない

請願内容

- 客室乗務員の乗務資格は国が付与・承認し、航空従事者に位置付けること
- 全ての脱出扉に客室乗務員の配置を義務化すること（2本通路機材）

氏名	住所

*氏名・住所は署名提出以外の目的に使用致しません。*SNSでも実施しております。二重署名にご注意ください。

*第一次集約2024年8月31日 以降も続けます。

【連絡先】ジャパン キャビンクルー ユニオン（代表） jcuhanbu2018@gmail.com

【送り先】〒144-0043 東京都大田区羽田5丁目11-4 フェニックスビル 航空連気付